

夢洲等まちづくり事業調整会議設置要綱（改訂案）

（目的と設置）

第1条 夢洲における2025年日本国際博覧会の開催やIRの開業に向けた施設の建設事業および関連するインフラ施設の整備事業の円滑な推進を図るための工事調整、進捗管理および情報共有を行うことを目的に、「夢洲等まちづくり事業調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）夢洲等で実施される関連施設整備事業およびインフラ整備事業（以下「夢洲関連事業」という。）の工事調整
- （2）夢洲等で実施される関連事業の情報共有

（組織）

第3条 調整会議は、座長、委員、アドバイザーおよびオブザーバーで組織する。

- 2 座長、委員、アドバイザーおよびオブザーバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。但し、座長が必要と認めるときは、別表以外の者に委員、アドバイザーまたはオブザーバーとして参加をもとめることができる。
- 3 座長は、調整会議の会議を招集し主宰する。
- 4 調整会議の円滑な運営を図るため、座長が必要と認めるときは、調整会議に部会やワーキングを置くことができる。

（会議及び資料の取り扱い）

第4条 調整会議のうち夢洲関連事業の工程等に関する部分は「公開」とし、それ以外の部分は、「非公開」とする。なお、非公開の会議の場合においても、調整会議を開催したことに関しては、「公表」する。

- 2 調整会議で使用した資料のうち夢洲関連事業の工程等に関する資料については、~~大阪市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を除き、原則「公表」するものとし、それ以外は、原則「非公表」とする。なお、非公開の会議の場合においても、会議の概要については、「公表」する。~~
- 3 会議および資料の取り扱いについて定めのない事項が発生した場合は、座長が定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 第3条第1項に規定する者は、会議の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、本市が公表した情報及び会議が公表した情報についてはこの限りでない。

（事務局）

第6条 調整会議の事務局は、大阪市建設局臨海地域事業推進本部臨海地域事業調整担当が担う。

（施行の細目）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、座長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年〇〇月〇〇日から施行する。

別表

座長	大阪市（副市長）
委員	大阪府市（万博推進局長、IR推進局長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長）、大阪市（建設局長、建設局臨海地域事業推進本部長、水道局長）、2025年日本国際博覧会協会（整備局長）、西日本電信電話株式会社（関西支店設備部長）、関西電力送配電株式会社（執行役員）、 <u>大阪ガスネットワーク株式会社（大阪事業部長）</u>
アドバイザー	大阪府市特別顧問
オブザーバー	国土交通省（近畿地方整備局企画部企画調査官、大阪港湾・空港整備事務所長）、 <u>大阪府（都市整備部事業調整室長）</u> 、大阪市（環境局長）

大阪市情報公開条例 抜粋

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【第7条第1号 個人情報】

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【第7条第2号 法人等情報】

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【第7条第3号 任意提供情報】

(3) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【第7条第4号 審議・検討・協議情報】

- (4) 本市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【第7条第5号 事務事業遂行情報】

- (5) 本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【第7条第6号 公共の安全・秩序維持情報】

- (6) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

【第7条第7号 法令秘情報】

- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報